

●香川県告示第557号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成20年12月19日から平成21年1月2日まで西詫間漁業協同組合において縦覧に供する。

平成20年12月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 発起人の住所及び氏名

三豊市詫間町大浜乙151番地15 大坪 政行

三豊市詫間町大浜甲2352番地7 山下 隆

三豊市詫間町大浜甲363番地 菅 恒清

2 加入区の名称

大浜加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

西詫間漁業協同組合